

第三者保証報告 (WEB版)

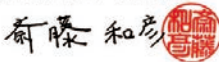


独立保証報告書

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 富田 哲郎 殿

2013 年 7 月 23 日

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町一丁目 9 番 7 号

代表取締役社長 

目的及び範囲

当社は、東日本旅客鉄道株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した CSR 報告書 2013 (WEB 版) (以下、「CSR 報告書」という。)に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、CSR 報告書に記載されている 2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までを対象とした「☆」マークの付されている環境パフォーマンス指標及び環境会計指標(以下、「指標」という。)が以下に示す会社の定める基準に従って作成されているか、また、重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。CSR 報告書の記載内容に対する責任は会社にあり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

判断規程

会社は環境省の環境報告ガイドライン 2012 年版及び環境会計ガイドライン 2005 年版等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。)に基づいて CSR 報告書を作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規程としている。また、重要な環境情報の開示の網羅性についての判断規程としては、サステナビリティ情報審査協会の「環境報告審査・登録マーク付与基準」(http://www.js-sus.org/kitei_pdf/logohuyo_env.pdf) (以下、「マーク付与基準」という。)を用いている。

保証手続

当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003 年 12 月改訂)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針 (2012 年 4 月改訂) に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主として CSR 報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- CSR 報告書の作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内 2 事業所における現地往査
- マーク付与基準に記載されている重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて、質問及び内部資料等の閲覧により検討
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、CSR 報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていない、または、重要な環境情報が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以 上

ほとんどの環境データについては、駅や営業所のデータが支社やグループ会社の単位で集約された上で、最終的に本社で集計され、報告されます。規模による裾切りの基準を設けず、すべての駅やグループ会社の店舗・営業所のデータを集計対象としているため、集計の労力は大きく、かつ、データの精度を確保するための内部的なチェックに費やされる労力も大きいと推察します。今後、データ精度をさらに向上させ、データ集計の効率化を図るためには、調査項目の定義などをさらに明確にし、周知するとともに、環境データの集計システムを導入することを検討されてはどうかと考えます。

また、情報開示の面では、温室効果ガス排出量の開示において GHG プロトコルの利用がここ数年で拡大しており、CO₂排出量がスコープ1~3の区分で開示されることが多くなっていることを考慮すれば、CO₂排出量をスコープ1~3の区分で整理することも検討の対象になると考えます。自営発電を行われていることから、CO₂排出量をスコープ1~3で区分することが容易ではないという側面がありますが、一度整理を試みることをお奨めします。



KPMG
あずさサステナビリティ株式会社
菅生 直美氏